

成果品重点確認価格の算定について

鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年8月10日付第200700074785号総務部長通知。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき成果品重点確認価格の算定について必要な事項を次のとおり定める。

1 用語の定義

この通知において使用する用語の意義は、要綱及び設計委託料算定基準(鳥取県総務部)で使用する用語の例による。

2 成果品重点確認価格の決定権者

成果品重点確認価格の決定は、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の規定に基づく測量等業務の予定価格の決定権限を有する者に準じ、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める職員(以下「決定権者」という。)とする。

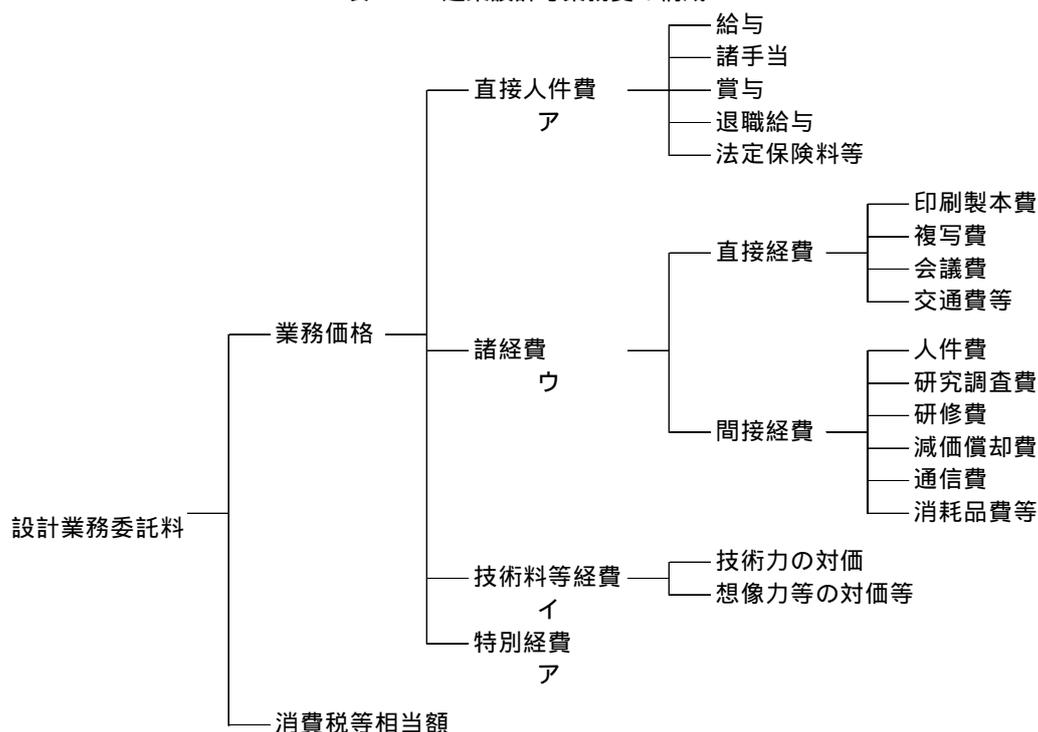
委託対象設計金額	決定権者
5,000万円以上の業務	総務部長
5,000万円未満の業務	
本庁の発注する業務	営繕課長
500万円未満の業務	
東部生活環境事務所の発注する業務	東部生活環境事務所長
中部総合事務所の発注する業務	中部総合事務所長
西部総合事務所の発注する業務	西部総合事務所長

3 成果品重点確認価格の算出方法

成果品重点確認価格は、当該建築設計等業務の予定価格に対して10分の8.5を乗じて得た額を上限に定めるものとする。

- (1) 予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(小数点以下切捨て)を算出する。
- (2) 入札書比較価格(予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。)算出の基礎となった「表-1 建築設計等業務費の構成」のうち次に掲げる額の合計額(千円未満切捨て)に、100分の108を乗じて得た額を算出する。
 - ア 直接人件費+特別経費
 - イ 技術料等経費
 - ウ 諸経費に5分の3を乗じて得た額(小数点以下切捨て)
- (3) (2)で算出した額が(1)で算出した額未満の場合は、(2)で算出した額を成果品重点確認価格とし、(1)で算出した額以上の場合は、(1)で算出した額を成果品重点確認価格とする。
- (4) 特別なものについては、(1)から(3)までの算定手順にかかわらず、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を上限に決定権者が任意に定めることができる。

表 - 1 建築設計等業務費の構成



4 成果品重点確認価格の記載

成果品重点確認価格は、当該建築設計等業務の予定価格が決定した後、速やかに2に定める決定権者が成果品重点確認価格調書（別紙様式）に記入するものとする。

別紙様式

成果品重点確認価格調書

業務名：
_____決定権者職氏名：

	建築関係建設 コンサルタント業務
予定価格 < A >	円
3(1)の額 < B = A × 0.85 >	円
3(2)アの額 < C >	直接人件費 + 特別経費 円
3(2)イの額 < D >	技術料等経費 円
諸経費 < E >	円
3(2)ウの額 < F = E × 3/5 >	円
3(2)の額 < G = (C + D + F) × 108/100 >	円
成果品重点確認価格	円
成果品重点確認価格に 105分の100を乗じて得た額 < I = H × 100 / 108 >	円